

令和4年度

第10回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和5年1月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の取消について
- 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

## <出席委員> (8名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣  | 6番委員：井口 峰幸  |
| 7番委員：小高 康熙  | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二  | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員> (2名)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 5番委員：鈴木 孝一 |
|-------------|------------|

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 10 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日は、令和 5 年最初の令和 4 年度第 10 回総会にご出席ありがとうございます。 令和元年度から続いている新型コロナウイルス感染症が増えたり減ったりしている状況で、終息が分からない状況の中で業務を進めていかなければならないというように考えております。 昨年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻が終息を見ない中、農業経営に不可欠な肥料、農薬、燃料等の大幅な値上げが懸念されております。今後、農業所得の減少が考えられることから耕作放棄地が拡大するのではないかと危惧しており、知恵を出してなんとかしていかなければいけないと思います。 国、県、市町村も頭を悩ましているとは思いますが、我々も農業委員として知恵を出していかなければならないと考えております。 以上であいさつとします。 スムーズな進行にご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 9 番の末吉委員、2 番の佐川委員に申し上げます。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案件は〇〇委員自身が申請者と共同で経営に携わっているため、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは退室をお願いします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>1頁をお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号34。所在・地番：田丁八大龍王〇〇。地目：畑。地積：350㎡。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：埼玉県さいたま市大宮区桜木町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢であるので管理などできないため。譲受人/所有地の隣接地である申請地を取得し、麦を作付けし一体的に管理したい。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号、番号34については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>議案第1号、番号34について権利者、義務者双方から聞き取りを行い、12月30日の午前中に現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地の地目は畑です。現況は以前に杉などが植えてあったが伐採されており、切株が残っており耕作されておられません。義務者は高齢で耕作できないので売りたい。権利者は申請地の隣が父親名義の土地のため取得し、麦を栽培したいということです。切株が多く残っているので徐々に取り除く作付け出来るようにしたいということです。権利者は遠隔地に住んでおりますが近くに実家があり、田んぼの時期になると週末に帰省し地元の知人と稲作を共同で行っております。大半は地元の知人が力を貸してくれているそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>切株を伐根するというのですが、重機等はあるのですか。</p>

( 3 番 )	
矢代委員 ( 8 番 )	地元の知人が所有しており、頼んだり自分がやったりする予定だそうです。
議 場	他に質問はありますか。
	それでは特にご質問がないようですので、番号 3 4 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 長 (渡辺会長)	———— 「異議なし」の声あり ————
	異議なしと認め、番号 3 4 につきましては許可することで決定いたします。
	小高委員の入室を認めます。
事 務 局 ( 寺 井 )	続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
	3 頁をご覧ください。
	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。
	番号 5-19。所在・地番：大多喜下南郭〇〇番。地目：畑。地積 327 m <sup>2</sup> 。農地種別：3 種。農用地区域外。権利者：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇。義務者：東京都江東区亀戸〇〇番地〇〇〇氏。事由：大多喜小学校は、平成 27 年 4 月 1 日から大多喜小学校、上瀑小学校、総元小学校の 3 校が統合した。上瀑小学校学区及び総元小学校学区には、スクールバスを運行することとなり、今まで保護者や学校関係者が利用していた駐車場をスクールバスの乗降場所として使用することとなったため、現在保護者の使用する駐車場は 11 台しかなく、児童の登下校の際には、同小学校内に保護者の送迎の車が列を成し、大変危険な状態となっている。また、学校行事の際には駐車場が無く、グラウンド内へ車を乗り入れているため、グラウンドに凹凸ができてしまい、降雨後何日間か使用できない状況である。このため、町では立地条件の良い申請地を取得し、同小学校の保護者や学校関係者の駐車場や児童の送迎の際の乗降場所の整備を計画した。転用を伴う所有権移転。
	事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	番号 5-19 につきましては小高委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。

小高委員 (7番)	<p>議案2号 番号5-19について、さかのぼって9月30日の午前9時から事務局及び権利者と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>当日は、昨年の10月の3条案件として申請されておりましたが取り下げとなっていた案件で、今回の申請となっておりますが、取下げとなった理由は、農業をやるわけではなかったためです。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>大きな雑木が生えており、周辺には住宅があり植塚がありました。それ以外のところは管理されておりました。</p> <p>整備し駐車場として利用する予定です。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
井口委員 (6番)	<p>写真を見ると申請地と隣接地との間に木が植えてあるのですが、そこは申請者の土地ですか。</p>
事務局 (鈴木)	<p>そのとおりです。</p>
井口委員 (6番)	<p>地続きになるということですね。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>参考に聞きたいのですが、周辺に農地以外の土地があるのですが、そこはどうするのですか。</p>
事務局 (鈴木)	<p>購入予定です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他に質問はありますか。</p>
議場	<p>———— 「なし」 の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-19について許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号5-19につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>4頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」</p> <p>下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号14。所在・地番：板谷森〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：2,181㎡。農地種別：2種。農用地区域外。権利者：大多喜町中野〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：現況が山林化しているため地目を整理し、息子に所有権移転したい。</p> <p>番号15。所在・地番：板谷砂坂〇〇番 他2筆 合計3筆6,154㎡。登記地目：田。変更地目：山林。農地種別：2種。農用地区域外。権利者：市原市朝生原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：山林化している現況に合わせて地目を整理したいため。</p>
事 務 局 ( 鈴 木 )	<p>今回の申請地ですが、1か所は現地に行けましたがもう一か所は現地まで行けませんでした。今後、このような申請が増える可能性があります、山中で道等が無い場合には、航空写真等で判断することとしてよろしいかも審議していただきたいと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号14番及び15番につきましては、森委員が現地調査を担当されました。それぞれ申請者は別ですが、申請地が近い場所のため、一括して報告をお願いします。</p>
森 委 員 ( 4 番 )	<p>番号14について、12月14日に申請者及び事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>番号15については、申請地まで行く道等が無かったため、航空写真で判断したので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>番号14の申請地は、雑木等が生えておりました。番号15の申</p>

	<p>請地は航空写真で確認し山林となっておりましたので、非農地として判断しました。</p> <p>今後は、このような場所も増えてくると思いますので検討してもらいたいと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小高委員 (7番)	<p>事務局からの説明でこれから多くなるとの説明がありました。理由は何でしょうか。</p>
事務局 (鈴木)	<p>相続登記が義務化されるため、相続する方は農業をやっていないが生前贈与等をしたという相談が多くあります。また、遊休農地調査の結果、再生困難な農地は非農地証明を出さなければならないこととなっているため、増えるのではないかと想定しております。</p>
小高委員 (7番)	<p>現地調査が難しいので、航空写真で判断することですが、写真は最新ではないですね。</p>
事務局 (鈴木)	<p>3年前位の写真だと思います。</p>
小高委員 (7番)	<p>現在は、ドローン等の機器もあるので活用を検討してもらいたいと思います。</p> <p>番号14は現地調査をしたということですが、番号15については同じ日に現地調査をしたということですか。</p>
森委員 (4番)	<p>後日、申請された案件なので、別の日に行いました。</p>
小高委員 (7番)	<p>現地に行く道が無かったから、現地にはいかなかったということですか。</p>
森委員 (4番)	<p>現状がこのような状況なので理解していただきたいと思います。</p>
小高委員 (7番)	<p>わかりました。</p>

議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号14について非農地とすることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号14につきましては非農地とすることで決定いたします。
	続いて、番号15について非農地とすることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号15につきましては非農地とすることで決定いたします。
事 務 局 ( 寺 井 )	続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。
	それでは事務局から説明をお願いいたします。
	5頁をご覧ください。
	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり</li> <li>2. 公告を予定する日：令和5年1月11日</li> </ol>
	<p>整理番号 4-52。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久我原笹原〇〇番他1筆 合計2筆 2,999㎡。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：米60kg。②利用権設定の期間：5年0か月。令和5年2月11日から。期間満了の日/令和10年2月10日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p>

整理番号 4-53。①利用権を設定する土地・利用権の条件：泉水殿台〇〇番 3,559 m<sup>2</sup>。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：米 180 kg。②利用権設定の期間：6年0か月。期間開始の日/令和5年2月24日から。期間満了の日/令和11年2月23日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号 4-54。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜山ノ下〇〇番 1,080 m<sup>2</sup>。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：その年の米 60 kg 価格。②利用権設定の期間：10年0か月。期間開始の日/令和4年1月10日から。期間満了の日/令和15年1月9日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：睦沢町森〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。

整理番号 4-55。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜山ノ下〇〇番 906 m<sup>2</sup>。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：0円。②利用権設定の期間：10年0か月。期間開始の日/令和4年1月10日から。期間満了の日/令和15年1月9日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：睦沢町森〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

渡辺委員  
(3番)

4-54、4-55の借受人は何歳くらいの方ですか。

事務局  
(鈴木)

40歳代の方です。

議長  
(渡辺会長)

他に質問はありますか

議場

———— 「なし」 の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

ご質問がないようですので、4-52～4-55については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、4-52~4-55について原案のとおり決定することとします。</p> <p>議案第4号については以上です。 議件は以上でございます。</p> <p>報告事項の前に事務局から提案のあった件について、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の現地確認方法についてですが、現地に立ち入れない場合は航空写真等で判断し現地調査は省略することよろしいでしょうか。 ご意見のある方は、発言をして下さい。</p>
小 高 委 員 ( 7 番 )	<p>ドローンの活用はどうなんでしょうか。</p>
事 務 局 ( 鈴 木 )	<p>ドローンについて利用することは可能ですが、申請地がどこであるかが、映像を見ただけではわからないと思います。周辺の最新の状況は確認出来ますが、航空写真で見の方が現地の位置等が明確にわかると思います。</p>
小 高 委 員 ( 7 番 )	<p>可能性とすれば、ドローンの写真等を航空写真とマッチングするしかないのですかね。 3年から5年位前の写真なら許容範囲だと思います。</p>
事 務 局 ( 鈴 木 )	<p>開発行為等がされている場所であれば車両も入れ、現地調査出来ると思いますので、今回は人等が入れない場所を航空写真を使って判断したいという提案をさせてもらっております。</p>
矢 代 委 員 ( 8 番 )	<p>ドローンは飛ばせる場所や人に限りがあるので難しいと思います。最新の航空写真に頼って良いのではないのでしょうか。</p>
森 委 員 ( 4 番 )	<p>山林の業者等はGPSを使って実施している事例もあるので、将来的には出来るのではないのでしょうか。</p>
小 高 委 員 ( 7 番 )	<p>GPS等を活用できるのであれば、最新の状況で判断するのが良いのではないのでしょうか。 県等は、どのような考えでいるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>遊休農地調査の判断で立入困難な場所ということで非農地判断</p>

( 鈴木 )	<p>することはかのうだと思えます。</p>
<p>小高委員 ( 7 番 )</p>	<p>不正を働くという人はいないと思えますが、根拠がないと判断するのはどうかと思えます。近所の人等に確認するとかは必要だと思えます。</p> <p>山奥で開発等しているのに非農地にして下さいという場合も想定され、行けないから非農地として判断した場合に後で問題がおこる可能性もあると思えます。</p> <p>判断するには、責任が伴うので合理的な情報を提供してもらおうと安心できると思えます。</p>
<p>事務局 ( 鈴木 )</p>	<p>現状は、相続で取得した土地で所有者も場所が分からないことも多くあります。</p> <p>開発行為があれば、人の出入りがあると思うので現地確認は出来ると思えます。</p>
<p>矢代委員 ( 8 番 )</p>	<p>地目変更の最終判断は登記官になると思うので、法務局にも確認した方が良いのではないのでしょうか。</p>
<p>森委員 ( 4 番 )</p>	<p>非農地判断について、再生困難な農地について進めるということがあったと思うが、判断をされた場合、固定資産税が高くなるということだったと思えます。</p>
<p>事務局 ( 鈴木 )</p>	<p>遊休農地調査の結果、再生困難な農地と判断された場合は、非農地通知を出すこととなっておりますが、地目変更をしなかった場合、森委員が言われたとおり税金が高くなるということがあります。全部の調査が出来てなく一部だけ実施するのは、不公平となるので、申請等があった場所から判断していくしかないと思えます。</p>
<p>森委員 ( 4 番 )</p>	<p>小高委員の言うことはわかりますが、地域によっては入れない場所も多くあるので理解をしてもらいたい。</p>
<p>議長 ( 渡辺会長 )</p>	<p>地籍調査が実施されていれば道等があるので良いですが、小高委員の言うことはそのとおりだと思えますが、現実には難しいと思えます。</p> <p>航空写真で確認することとして、改良できることは改良して、不安等がある場合は現地に行くということはどうでしょうか。</p>
<p>井口委員 ( 6 番 )</p>	<p>小高委員の言うとおりの、現地調査は大切ですが現実的に無理ならば、客観的な資料を基に判断するしかないと思えます。</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>立入りが出来ない場所は、航空写真で判断することとして、疑問等があれば修正していくということとします。  それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>11 項をご覧ください。  報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」  下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号 4-33。所在・地番：上原居倉〇〇番。地目：畑。地積：606 m<sup>2</sup>他 11 筆で合計 12 筆 6,755 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続 令和 4 年 12 月 7 日。権利者：袖ヶ浦市久保田〇〇番地 〇〇〇〇氏。  報告第 1 号は以上です</p> <p>報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」  下記のとおり、農地の使用賃借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。</p> <p>番号 5。所在・地番：横山字芝崎〇〇番。地目：田。地積：601 m<sup>2</sup>他 2 筆 合計 3 筆 2,051 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町猿稻〇〇番地 〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町横山〇〇番地 〇〇〇〇氏。  番号 6。所在・地番：横山字一本松〇〇番。地目：田。地積：1,021 m<sup>2</sup>他 1 筆 合計 2 筆 2,042 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地 〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町横山〇〇番地 〇〇〇〇氏。  報告第 2 号は以上です</p> <p>報告第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下について」  下記のとおり、農地法第 3 条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。</p> <p>1 農地法第 3 条の規定による許可申請日 令和 4 年 10 月 25 日  2 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願の提出日 令和 4 年 12 月 12 日  願出者（譲受人）大多喜町宇筒原〇〇番地 〇〇〇〇氏。願出者（譲渡人）東大多喜町久我原〇〇番地 〇〇〇〇氏。所在・地番：久我原基山〇〇番。地目：畑。地積：610 m<sup>2</sup>。取下げ事由 譲渡人が亡くなり、相続人との話し合いがつかない為。</p> <p>報告第 3 号は以上です</p> <p>報告第 4 号「農地の転用事実に関する照会について」下千葉地方法務局いす</p>

	<p>み出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p> <p>番号 15。所在・地番：上原祖母神〇〇番。地目：田。地積：769 m<sup>2</sup>。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/昭和 49 年月日不詳。照会地の現況は、居宅及び納屋が建っており、居宅の西側の平らな土地にハウスの骨組みが残されていた。照会文書に添付されていた資料によると、居宅は昭和 49 年に建築され、納屋も含め昭和 50 年に撮影された航空写真に建物が写っていることから現況が変化してから 40 年以上が経過していることが確認できるため、建物部分については非農地として回答した。又、居宅の西側のハウスの骨組みだけが残された平らな土地は、畑として耕作が可能と判断し、農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：市原市君塚〇〇番地〇〇〇〇氏。</p> <p>報告事項は以上となります。</p> <p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。 事務局から何かございますか。</p>
<p>事 務 局 ( 鈴 木 )</p>	<p>農業者年金の個別訪問等をしていただいていると思いますが、3名の加入がありましたので報告させていただきます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局 長 (秋山課長)</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉 会 (午後 3 時 4 分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月6日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 末吉 章二

署名委員 佐川 順一郎